

産業建設委員会行政視察報告書

令和元年10月15日(火) = 第1日目

埼玉県加須市

上下水道部水道課

1. 加須市の地勢、概要

埼玉県加須市は関東平野の中央部、県の東北部、東京から50キロメートル圏内に位置している。人口約11万3000人、面積133.3平方キロ、10年前に1市3町が合併し現在の地勢になっている。主要な道路としては国道122号線、125号線、354号線、4号線と4本が東西に通り、鉄道も東武伊勢崎線が通り、都心へのアクセスとなっている。主要河川に利根川、渡良瀬川を擁し、川魚の食文化がある。県内でのコメの生産量は1位、いちじく、トマト、きゅうりは県下でも出荷量が多い。こいのぼりの生産が日本一であることから「こいのぼりの街」として、「こいのぼりまつり」が開催され多くの来場者がある。かつて国体にあわせてクライミングウオールを4面整備したことから、今でも全国規模の大会が開催されている。また、女子野球の聖地として全国大会が開催されている「スポーツのまち」でもある。かつてはコメと麦の二毛作が行われ、祝い事などでシメのうどんを打つという風習があったことから「うどんのまち」を標榜し、現在では市内に30件ほどの手打ちうどん店がある。

2. 水道事業の概要について

加須市の上下水道部については、上水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業ということで、2課でおもに3事業を担当している。加須市は平成22年3月23日、旧加須市と騎西町、大利根町と北川辺町という1市3町で合併した。水道事業についても4事業が1事業になるということで平成24年度末、平成25年3月に水道ビジョンを策定し、4つの水道事業、4つの認可を受けていたものを1つにし、向こう10年間の施設整備や財政計画等を立てて今日にいたっている。

中間5カ年において、見直しということで、平成29年度に中身を見直し、平成30年度から新しい計画で事業を運営している。ビジョンのなかでは、料金改定もあり、現状としては、経営指標的にはある程度安定しているかというところである。ただ今後、全国的な共通認識であろう人口減少による収入減というものが、将来的には訪れることから、老朽化施設をいかに改修し、経営的にどのようにやっていくのが課題になってくると考えており、今後の水道事業をどのように運営していくかという点については、加須市も参考にしたいと考えている。

水道事業についていうと、平成25年3月に水道ビジョンを作成した。合併後3年程度たってからということで、合併後の新しい加須市の水道をどのような方向性にしていくかということで定めた状況であり、この水道ビジョンに合わせて新体制での水道料金を改定してきた状況である。認可の状況は、計画給水人口は11万7300人、1日最大給水量は5万3600トンを予定したものとなっている。4市町が合併したこともあり、水源は、埼玉県では、県の水道がきれいな水を送ってく

れることもあり、市の7割の水は県から受水している。3割の水については井戸からのくみ上げということで、加須市では24本の井戸で水をくみ上げている状況である。浄水場は市内9カ所。合併もあり多くの浄水場を抱えている状況である。管路延長は平成30年度現在で846.27キロメートル、150ミリ以上の基幹管路については297キロメートル、約300キロメートルほどになっており、現在の水道の給水人口、人口が減少してきており、合併当時に比べ、人口が減ってきており、この人口の減少に伴う将来を見通した水道ビジョンをとということで考えている。

給水収益については22億4700万円で、約20億少々の給水収益がある状況である。ただ、現在、加須市も水道管が老朽化してきており、水を配った量に対する料金の徴収が得られた率である有収率が、85.37パーセントで、埼玉県内55事業者のなかで50位と、低い状況であり、現在、有収率の向上に努めている。そのあたりも水道ビジョンでは見直しをしているところである。今後の取り組みとして、浄水場も多いこともあり、令和4年には7カ所、令和14年には5カ所に縮小していきたいと考えている。

3. 水道事業の事業評価について

加須市の水道事業の事業評価については、水道事業のみならず全庁的に、すべての事務事業について「加須やぐるまマネジメントシステム」により、共通認識のもとに事業評価を実施している。「加須やぐるまマネジメントシステム」とは、事務事業ごとに作成した事業管理シートというものを基本としたPDCAサイクルによる、加須市独自の行政評価システムである。事業管理シートとは、事業の目的目標を明らかにするとともに、活動目標値および成果の目標値を設定し、事業の有効性、効率性を評価するものであり、毎年度改善を行っている。予算や定員管理とも連動しているものである。また当該管理シートについては一部公表している。公表については、加須市水道事業審議会を毎年8月ころに開催しているが、そのなかで前年度決算の報告をしており、実施状況報告書にもとづき、事業の目的、概要、実施内容を説明し、当該事業を評価した成果、目標、指標の理由などを示しているものである。

評価基準については、市が全庁的に示している評価基準となっており、この評価基準に基づき、各事業に事務事業評価を、事業実施報告書において「評価」という区分欄で、例えば「おおむね順調」などと評価をしている。この「加須やぐるまマネジメント」の特徴は、市の最上位計画である総合振興計画と、予算における事業の一元化を図るものであり、総合計画の施策体系を行政評価の目的体系に置き換えて、事業や施策の目的目標を明確化した上で、予算編成において事業の優先順位を位置づけ、重点化をはかり、計画の実効性を確保したものである。今年度の事務事業は、総合振興計画に位置づけた6つのまちづくりの基本目標のうち15の政策、45の施策、745の事業からなっており、水道事業については16事業が挙げられている。この事業評価における「見える化」については、有収率の向上しかり水道事業全体の収益につながることであるので各職員が工夫しながら、目的目標の達成に向け日々、高い志をもって業務に当たっている。

4. 管種、口径等の設定の考え方について

加須市において水道の設計は、ほとんど設計委託をしており、直営はほとんどない。そのなかで標準的な事項を定めており、配水管の口径は50ミリ以上としている。管種、口径については、市道車道部と歩道部、また国道道の歩道、車道に分けて標準的な設計について定めている。車道部の50ミリについてはH P P Eというポリエチレン管を採用している。75ミリから150ミリはH P P EまたはD I P、ダクタイル鋳鉄管。200ミリ以上になるとダクタイル管を採用している。歩道部については50ミリは車道と同じH P P E、ポリエチレン管、75ミリから150ミリも同一の管種である。200ミリ以上のものは基幹管路であるためダクタイル管となっている。県道の車道を横断するものは市道の車道と同等のものを考えている。歩道についても市道の歩道部と同一である。横断についても車道と同等のものを採用している。ポリエチレン管が多いが、現下、ダクタイルの新しい管種が出て、N S - E 種管という通常のダクタイル管よりも肉の薄い管種が出たことから、今後この管種を使っていこうという考えもある。金額的にはポリエチレン管と大差はないということを知っている。

5. 漏水調査について

加須市では、漏水調査について平成28年度から継続して実施しており、4地域、騎西地域、加須地域、大利根地域、北川辺地域を対象として実施している。調査箇所を選定は、調査前に各地域の有収率を分析し調査地区を選定、その後、地区内の老朽管を抽出し対象管路を設定している。調査の方法は路面音調調査、漏水音圧調査、音水圧調査の3つがあり、主に路面音調調査を中心に実施している。路面音調調査は漏水探知機を使用し、路面に伝播する漏水音を探知し漏水箇所を把握するものである。漏水音圧調査は、消火栓に水中マイクロフォンを内蔵し、人の耳により漏水箇所を割り出すというものである。音水圧調査は、人の耳ではなく機器を使い漏水箇所を探し出すというものである。調査の順番としては、最初に漏水音圧調査を行い、次に機械で音水圧調査、最終的には路面音調調査、人の耳で確認し漏水箇所を発見するという手法で行っている。

6. 有収率向上の取り組みについて

有収率については水道ビジョンの改訂版にあるとおり、平成30年度において、計画は85.9パーセントに対して85.4パーセントとおおむね計画どおりに有収率も上がっているものと考えている。県内では55団体中54番目ではあるが日々、漏水調査を行い、少しでも有収率を上げようと努めている。調査をもとに石綿セメント管の老朽管更新や漏水多発地区の布設替えを年間2.5キロから2.7キロメートル施工することにより、目標である1パーセントの有収率の改善を図り、日々努力している。

7. 技術職員の採用や養成について

水道技術職員の養成については、日本水道協会や埼玉県等が主催する研修会に積極的に参加させ、専門技術や知識レベルの向上を図っている。また水道事業を経験したベテラン職員が経験のない職員を指導することによって、技術の伝承が図られ

ていけばと考えている。技術職の採用については土木や建築、機械といった技術職を採用しているが水道技術者の職員の採用は、加須市において行っていない。

まとめ

加須市では、全庁的に行われている方法により、「事務事業評価シート」を用いて、水道ビジョンにおける計画目標を見据え、年度単位で事業の報告、評価を行い、「見える化」を意識した取り組みを行っている。

長期目標をかかげた上位計画（水道ビジョン）にかかげる達成目標に対して、単年度ごとの状況や結果との比較を行うことはもとより、審議会では年度の結果報告にあわせ「事務事業評価シート」による長期目標に対しての報告を行い、これを公開するという、住民等に関われる過程を経ることで、職員が単年度はもとより長期的な目標達成とそれに向けての課題意識を持って取り組むことにつながっていると感じられた。

水道事業が抱える共通課題を含め、さまざまな課題に直面するなか、市民生活に直結する水道事業が、一定の水準を保ちながら健全に運営されていくことの困難さを改めて実感させられた。

日常生活における「自分ごと」として住民が関わり、市民ぐるみで暮らしの水の安全安心を維持、確保するために、市民の参画や市民との共有が進められることにおいて、事業評価の取り組みが必要であるものと考えられた点において意義のあるものであった。

1. 糸魚川市の地勢、概要

糸魚川市は、新潟県の南西端に位置し、西側には富山県、南側には長野県に接し、北側には日本海に接し、南側には3000メートル級の山を擁する地勢となっている。日本列島、本州の弓なりの起因ともなっているフォッサマグナ、その西端である糸魚川静岡構造線という大きな構造帯があり、国石の指定を受けたヒスイが産出される。あわせてさまざまな鉱物資源があることから、現在、ユネスコの糸魚川世界ジオパークの認定を受けている。「石のまち糸魚川」としてシティプロモーションを広げようとしている。高速道路のインターチェンジを有し、日本海沿いに国道8号線が通る。北陸新幹線の開業により、新幹線の駅を有する都市となり、東京方面とのアクセスが向上した。

2. 糸魚川大火の概要について

2年10カ月前になるが、平成28年12月22日にラーメン店から出火している。出火は10時20分ころ、議会最終日である。鎮圧が10時間、鎮火が30時間ということで1日以上燃え続けた火事になっている。ラーメン店主の大型コンロの消し忘れが原因で、当時の気温が18.4度、この12月の温度はだいたい10度に行くことはなく、日ごろからすると10度以上高い気温のなかで、しかも通常では北よりの風、季節風が吹く時期であるが気圧配置がまったく反対で南風の乾燥した暖かい空気が吹き込んで、それともなって飛び火と延焼を繰り返した形で、最終的には4万平方メートルを燃やしている。その日の13時に災害対策本部を設置している。それから約半年の間に38回ほど開催しながら災害の対策を立てるなどを行っている。

避難勧告については発災より2時間後、まず第1回目として、火元から近いエリアにまず避難勧告を出し、まだおさまらないというところで16時30分にもうひとエリアを加えた形で避難勧告を発令している。解除については2日後、発災2日後になる。鎮圧はもうできていたので、鎮圧後から1日をかけて解除している。

消火時の体制は、全体で235台の消防車両等が出ており、活動人員は延べ1900人ほどになる。県内、佐渡島をのぞくすべての市町村から応援を受け、隣の富山県の新川広域消防、(長野県)小谷側の北アルプス広域消防からも応援を受けている。ほか陸上自衛隊や北陸地方整備局、国交省からも応援を受けている。当時、県の防災ヘリコプターが、自動車という車検の状態にあり飛べなかったということで急遽、富山県の防災ヘリを要請し飛んでもらっている。そのほか、糸魚川警察署からも避難等の誘導などの応援を受けている。当時は、非常に広範囲になり、水利も消防車両に比して足りなくなっている状況から、生コン車で水を運んでもらうなどで協力を受けており、最後の手段ではあるが、破壊消火といった活動をするために建設業者に依頼し、バックホウで壊して延焼させないように、そこから先へいかなないようにという活動等もしてもらっている。

発災とともに、災害救助法の適用を受けている。12月30日、暮れも押し迫り、被災者再建支援法の適用ということでは、火災というものは基本的には人災になるが延焼範囲の拡大のひどさから、強風による自然災害としての認定を受け、被災者再建支援法を適用させてもらっている。非常にこれが大きく、瓦礫処理の被災者の負担がなくなり、再建支援の支援金が出るなど、被災者にとっては早い再建につながっていく要因のひとつになった。今回、被災者については周辺の親戚縁者や知人を頼って避難した人がいるが、そうではない人については56戸、119人が「みなし仮設住宅」ということで、仮設住宅といえば学校のグラウンド等にプレハブの建物を建てるということになるが、市内に、戸建ての空き家、アパート等の空き室もあったため、宅建業者の協力を受け、そのような物件も紹介する形で、県の事業になるが、みなし仮設ということ被災者の仮設住居についての手当もしている。

ボランティアからもいろいろと問い合わせがあった。基本的には、支援物資の仕分けと燃えたあとの瓦礫を処理する前に「思い出の品探し」といった活動であわせて1000人ほどにボランティア活動をしてもらっている。

義援金、見舞金等は、テレビ等での火災の放映が印象的であったこともあり、義援金については8億2000万円、見舞金は1億7000万円、返礼品のないふるさと納税については2億4000万円で12億円をこえる義援金、見舞金などをもらっている。義援金は、被災者へ配分する形で被災者の再建に向けての資金、助けにしており、見舞金やふるさと納税については復興まちづくりの各種の事業、再建事業などに資金として、原資として使っている。

3. 糸魚川大火からの復興まちづくりについて

当時、15時ころには、南風にあおられ駅側から海側にかけてものすごい勢いで火が広がっていった。最初の飛び火が150メートルくらい火元から飛んでいるというように聞いている。最終的には10カ所くらいの飛び火で、そこからの延焼という形で今回の4万平方メートルが燃えている状況になる。出火後3日がたち、大きな道路のほうに落ちていた瓦礫をようやく片付け、主要な活動ができる道路を確保した状況になる。このとき、被災した人も現場に入れる状態になった。約2カ月後、瓦礫は、国の支援も受けながら被災者の負担ゼロということ撤去した。基礎などを残した地上部分の瓦礫だけを撤去した状態である。というのは、次の再建に向けて敷地、それぞれの所有地を確定する必要があり、そのために、敷地の境界の指標となる、基礎や塀などの基礎、そのようなものは残した形で撤去している。この作業が終わったのちに被災した人からそれぞれ立ち会ってもらい、敷地境界を確定し測量している。それには2カ月ほどかかっているが、その後に地中物を含めたすべての瓦礫の撤去を進めた。その作業が終わったのは10カ月後になる。ここは海岸になり砂地で、風が吹くと砂ぼこりが舞うような、非常に殺伐とした景色が広がっていた時期になる。この時点でもう復興のまちづくりの計画ができていたので、それに向けての事業等については準備をしている時期である。早いところで県内最古の酒蔵、加賀野井という酒蔵で工事が少し始まっている状況が、この10カ月後になる。

この2年半の間に、再建を希望する人は住宅等の再建をした状況であるし、市道

の拡幅や復興の支援住宅、などもこのときには完成している。この時点でほぼ、このエリアで希望する人の再建は完了に近づいている状況である。

糸魚川市は、過去からも大火を何回か、数多く経験している。直近では昭和7年の大火が非常に大きいものであった。このときは同じ12月であるが、季節風の北西の風によって糸魚川駅の方向へという広がり方をしている。今回、平成28年については、南風にあおられて少し扇状のように日本海、国道の方向に広がっていった。日本海と国道があったのでここで燃え止まったというのが実態ではないかと感じられる。大火前には、加賀野井と平安堂旅館は昭和7年に焼失したエリアで、そのとき、昭和初期に建てられた建物、それも昭和初期であるので、まだ防火性能のない木造の建物が建ち並んでいた。鶴来家は、昭和7年の大火を免れており、建物としては約150年たっていたのではないかと非常に貴重な木造家屋、財産であったが今回、残念ながら焼失している。このような木造の建物が、ある意味、狭い道路、2メートルほどで車1台、普通車1台がやっとといった道路の横に、あまり防火性能が高くない当時の木造住宅、木造家屋が建ち並んでいた状況である。今回、南風という自然の要因とこのような狭あい道路と火災に弱めな木造密集地域といった都市構造が原因となり、今回の大火につながったと考えており、これらを解消しなければならないということで、復興まちづくりに向かって取り組み始めたものである。

現在の被災者の状況は、5月7日現在、被災者数は145世帯260人となっているが、これには空き家や空き店舗の分も含まれており、実際に住んでいた人は居住者罹災ということで、108世帯223人が今回の被災エリアで住んでいた。うち6割強の人は被災地内で再建したいということであったが、その他の人はほかのエリア、市外へ出た人はあまりいないが、市内のほかの場所に土地などを求め、生活再建を果たす形になっている。現在、居住については100パーセント、希望の形で再建されている。被災事業者の状況について、被災者は56事業所になっている。残念ながら今回の被災もきっかけになっているが、もう後継者もないという理由も含め10の事業所が廃業している。残る46事業所のうち22事業所が、今回の被災地内で再建したいという希望で、これをつい先だって、再建は果たしている。課題としては、加賀野井という酒蔵は工場ができたが、まだ店舗はできていない現状であるが、事業再開はされている状況である。ほかの事業所については飲食店が多く、テナントで入っていた事業所が多かったことから、周辺にある空き店舗等を使い営業している状態になっている。このように居住者は約4割減、事業者は約6割減という厳しい状況にありながらのまちづくりになっている。

大火から1カ月程度で、2月に復興推進課という専門部署を設置している。国交省から副市長1人、それからUR（都市再生機構）から復興管理官として技術職員を1人派遣してもらっている。その2人と糸魚川市のプロパー職員の課長を含めて3人で構成している。約半年後の平成29年8月に復興まちづくり計画を策定している。復興まちづくりの大きな目標を「かたい絆でよみがえる笑顔の街道糸魚川」ということで設定し、大きな3つの方針を立てている。「災害に強いまち」、「にぎわいのあるまち」、「住み続けられるまち」。この3本柱をまちづくり、復興まちづくり

の方針としてかけ、これらを実現するために6つの重点プロジェクトを立ち上げている。今回、復興まちづくり計画を立てるにあたり、震災などちが道路やインフラというものはあまり壊れていない。家屋が燃えている状態で、被災者も早く再建したいという意向が非常に強くあった。そのような事情もあり、早くはいいが、都市構造の脆弱さを解消しなくてはいけないところも解決しながら再建につなげていってもらおうということで、今回、被災したエリアに大きな再開発をする方法と、今あるものを基本とし、修復しながらまちづくりをしようという修復型という2つの方法から、今回は修復型のまちづくりのほうが、既存がベースになることから、非常に早く取り組めるため、早い再建を希望している被災者の思いに沿って修復型のまちづくりを目指している。

まず、「大火に負けない消防力の強化」では、現在、住宅用の火災警報器は設置が義務付けられているが、それをもう一度、普及を図るための補助も行った。市内、今回の被災エリア以外でも、木造密集地が非常に多くある。ひとつの基準をつくりながら16地区、年間3地区くらいずつでモデル地区として初期消火や避難といったものを、皆さんでいろいろ考えてもらうようなことをしているが、そういったところで外部への連動型の火災報知機、外に鳴って火災が起きているということを周知できる仕組みを現在、モデル事業として取り組み始めている。というのは、中だけで分かっているだけではなく外にいる人にも知らせることも大事ということで取り組みを始めている。

初期消火について、通常、消防団は65ミリのホースを使っているが、これを40ミリのホースに変えることで、女性や高齢者でも扱いやすい、初期消火がしやすい消火栓の設置を進めてきている。今回、非常に水利の課題も残った。水利の確保についてのハードの整備も行っており、特徴的なところでいうと、被災地の中央に、市で譲り受けた土地があり、広場があるが、そこに200トンの防火水槽を入れている。200トンというのは地方都市ではまれに見るものを入れている。奴奈川用水がこのエリアの消防水利になっている。用水路であり常に水がきているとは限らない。取水口から採って約70分かかることが分かっており、その間をもちこたえるため、この200トンの防火水槽と国道端に100トンの防火水槽の2基を入れている。この2基の防火水槽は連結管で結ぶよう現在、工事が進められている。なおかつ、この国道端にある100トンの防火水槽には、緊急時にはその近くにある消雪パイプの井戸水を入れられるような仕組みと、都市下水路（都市排水路）を経由して日本海からの取水が可能なような仕組みで進めており、これができれば日本海の水まで水利として使えるものになる。

「火事を起こさない、広げない大火を防ぐまちづくり」では、燃えたエリアに商店、その中心になる本町商店街があるが、その本町通りという大きな通りについて延焼遮断帯という位置づけをし、ここに建てる建物については準耐火建築物にするよう条例化している。こういった規制を設け、燃え広がりづらい、延焼を遮断する帯になればということで仕組みも整えており、周辺の重点地区についても、商業地域、準防火地域の指定を受けているが、その準防火地域で受けている規制よりも防火性能の高い建物にしてもらいたいというような、義務ではないが、お願いして建

ててもらっている。そのようなものに対して、今回、市でも、非常にお金がかかってくるので、一部を助成させてもらっている。それから、木造の建築物が密集する地域における建築物、これについて木造住宅密集地区指定というものがあるが、これが市内で16地区ある。このようなところは、すぐに建物をすべて建て替えるわけにはいかない場所であり、どうすれば火が燃え広がらないようにできるのか、被災者を出さないようにできるのか、被害者を出さないようにできるのか、避難できるのかということを地域の人々で考え、火災に強い地区を作ってもらうことをプログラムとして進めている。昨年度3地区、今年度も新たに3地区指定させてもらい、住民の皆さんとの話し合いを行ったり、始めたりしている。

非常に道路が狭いなかで消火活動、なかなか活動がしにくいということを解消するため、狭い市道については6メートルの道路に今回、拡幅をしている。さらに敷地についても、非常に狭い敷地に小さい住宅を建ててひしめいていたが、現在の建築基準法などによると、あまりにも敷地が狭すぎると、さすがに商業地といえども、とても建物が建てられる状況にはならないので、敷地の再編を行っている。これらは個人施行の土地区画整理事業を行うなかで行ったが、土地区画整理事業で行えば、狭い敷地にまだ土地がほしいということはなんとか手当てができ、市道に使う土地もそれに関連して捻出できる。その他のところについては直接の分筆買収などの形で市道の拡幅を行っている。あわせて今回、4割ほどの人が出たというなかには、土地を持っていても出た人で、もう土地は不要で市に譲ってもらえる人については、積極的に市で買い受けている。そのような土地を、区画整理を行わない場所や区画整理のなかでも、市に換地される部分を地権者に配分し、少し付け足すということをしてしながら採納し、それでも最終的には、道路と付け換地でも余った部分が約4000平方メートルあり、それが防災広場になっている。これらについては延焼の防止機能を備え、災害時の一時避難所になるような広場になっているが、8カ所を設置している。あわせて1300平方メートルほどあるにぎわい創出広場を、にぎわい事業に資する広場にしていこうということで整備を進めている。

「糸魚川らしいまちなみ再生」では、雪国特有の雁木（がんぎ）があったので、それらの再生ということで、地元の住民と話をしながら事業を進めている。今、再建した人で雁木をつけた人もおり、これから検討という人もいる。なお、市で整備する広場は、その雁木も市で整備しようということで、現在、糸魚川市のまちなみの再生を図っていきたいと考えており、まちのなかの活性化、にぎわいを取り戻していこうということで、まちにいろいろな人が歩いていきやすい、そのような形の道路の美装化、石畳風の舗装を行い、無電柱化工事に今後、取り組んでいく予定としている。

「にぎわいのあるまちづくり」では、にぎわいの施設、広場やそういったものをいろいろと整備していこうということで、現在、1点はこのにぎわい創出広場というものの事業に着手しているし、リノベーションまちづくりというのは、被災したエリア以外の、周辺の空き家や空き店舗を使ってのまちの新たな価値創造、そういったものに取り組んでいるところである。それから被災エリア、その周辺での起業支援というものにも市でいろいろ事業化し、空き店舗等が解消されるような仕組み

というものも進めているところである。

「暮らしを支えるまちづくり」では、今回、被災した人で年齢等を理由に再建がなかなかできないが戻りたいという人の希望もあった。18世帯ほどの希望があったので、それらの人のために復興の市営住宅をつくっている。このエリアで木造の3階建て、準耐火建築物、共同住宅という形での整備をしている。残念ながら建築中に亡くなった人もいるが、現在17世帯、1世帯は一般の人が、入居している。ここには、この住宅に住んでいる人以外の地域の人が使える交流スペースも設け、市内全域を網羅する訪問介護医療診療所も併設している。

「だれもが気軽に集える場づくり」ということで、被災者の人の相談窓口として被災エリアのそばにある空き店舗を借りて、復興まちづくり情報センターを開設している。当初は被災者の人の相談窓口という形だったが、もう今はみんな再建されたので、ここは駅北を中心としたまちづくり活動をいろいろ行いたいという人の会議に使われるなどの使われ方をしている。当時、社会福祉協議会での生活支援相談員2人を配置し、市の保健師等も含めて戸別訪問等も行っていたが、もうこの春で訪問等については終了している。ただし個々の条件によっては、さらなるフォローが必要な人がいるので、そのような人については引き続き、市の保健師でサポートしている。

最後に、大火を忘れないようにしていかなければならないと、次世代につなぐため、このエリアで子ども達にも伝えていきたいということで、子ども消防隊を設置している。現在、50人くらいになっていると聞いているが、毎月、訓練等も行って、消火訓練や規律訓練などを受けている。月に1回、毎月19日が防災の日になっており、その日に市内の広報無線、防災広報無線で、防災の呼びかけを子ども達にしてもらおうということも行っている。あと、復興まちづくり版マンホールふたをデザインし、マンホールふたをこれに取り替えている。マンホールカードというものがはやっており、これでマンホールカードも作って、この夏にできたが、かなりの客がマンホールカードを求めに来ているという報告も受けている。

4. その他、復興まちづくりについて

まずは、住民マインドの醸成などについて、復興が始まってから住民との対話などはどうしたかということであるが、まず被災者説明会というものを行った。被災者説明会は一同に会する形で大きな会議場で行うが、やはりそれでは細かい意見まで拾えないということで、今回の被災地を10のブロックに分けて、おおよそ10世帯ずつの単位、10や12などの単位であるが、そのような単位に分けてブロック別の意見交換会を行っている。それには市職員、担当主任が1人、副任が1人の2人がついて住民とひざを突き合わせる形で意見交換を行っており、要望を聞いている。あわせて再建意向等の調査のアンケートも3回行い、いろいろな希望についての傾向等も調べている。そのような形で割り手厚く、今回の被災者から意見をもらったのではないかと感じている。

公共施設整備以外の宅地の整備については、ブロックの意見交換会のなかで、さまざまな土地活用の意向をうかがうなかで整備方針を決めている。土地区画整理事業という手もある。それから分筆、合筆という手もあるということも話をしながら、

地権者のおおかたの意向に沿うような形での事業の選択をしてもらっている。よって土地区画整理についても最初、分筆、合筆でいいと言っていた地区も土地区画整理事業を行いたい、そのほうがいいとなったり、反対に土地区画整理事業を行うと思っていたけれども、今の条件であればもうそれぞれのやりとりでいいというような、そのような結果になった地区もある。

復興事業における地区計画を部分的な土地区画整理事業の手法との関係については、今回、地区計画はあくまでも本町通りに延焼を防止するための延焼遮断帯といったエリアのみ、細長いエリアのみにかけてそこに規制をかけている。要は、地区計画をかけたのは、建物に規制をかけ、強力に延焼を防止する帯としたいということで地区計画を立てたが、その周辺についてはそこまできつい規制がかかるような仕組みにはしていない。

敷地をどのように再編していくかについては、土地区画整理の手法を採った地区と、それぞれのやりとりで分筆、合筆して行った地区がある。土地区画整理事業も大きく行わず、地権者としては10人以下の形で取り組みを行った。これはやはり、小さいブロックに分け、そこでみんなで考えたというのが功を奏したのではないかと考えている。

URとの協定締結での復興事業とあるが、URからは発災後1カ月の復興推進課ができるときに復興管理監を派遣してもらっている。東北での復興に携わっていた人で、非常に知見も豊富な人で、その人からいろいろと技術的なアドバイスも受けて進めているし、ほかに土地区画整理事業も、糸魚川市で行ったことがないわけではないが、今ちょうどそのような経験職員がほぼいない状態になってしまっている。そういうことで土地区画整理事業のプロフェッショナルも1人、協力してもらっており、現在は、ほかの無電柱化を得意とする社員の人に来てもらっている。このような形でURからはいろいろと支援をもらっている。

この事業を契機とした市民の気持ちの変化については、もともと自治会活動への関心はそれほど低くなかったところかと思うが、これにともなって高くなっているということと、少しずつであるが、まちづくり活動そのものの機運も高まってきているのではないかと感じている。

まとめ

もともと施設、設備を含め、面的な整備が行われていない旧市街地や密集市街地においては、単独の火災がまちごとの大火に結びつくことがあり、過去にも大火が発生した都市も少なからずあった。糸魚川市では、近年の情報通信をとりまく劇的な環境変化で、大火発生とその状況は多くの人に直接に、かつ即座に触れることになり、いわゆる「ふるさと納税」での寄附による支援の広がりや、結果として住民生活の再建や、地域の復興へのマインド醸成に有効に結びついたことに触れられ、有効であった。

一方で、同様の災害が発生しうる地域が存在する現状において、将来の発生に先んじて、予防的な整備を行うことは、財政面を含めて現実的ではない。不幸にも同様の大火が発生した場合に、今回の事例と同じく全国からの支援が集まり、結果としていち早く

復興に取り組むことができるなどと楽観的に考えることもできない。住民が、自身の生活空間を形成する地域の主体として、日常生活の安心安全、万が一の事態における生活再建のあり方について当事者として関わり、実践していく仕組みを動かす契機（きっかけ）づくりのあり方について考える点において意義のあるものであった。